

練馬区立小学校の学校図書館開放に関する規則

昭和52年11月30日

教規則第5号

改正 昭和53年 3月27日教規則第 4号
昭和61年 2月18日教規則第 3号
平成14年 4月12日教規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、練馬区立小学校の学校図書館(以下「図書館」という。)を学校教育に支障のない範囲で、子どもたちを主とした地域住民の図書室として開放するために必要な事項を定めることを目的とする。

(教育委員会の管理)

第2条 図書館開放に関する事務は、別に定めるものを除き、練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)が管理するものとする。

(運営委員会)

第3条 委員会は、図書館開放の円滑な運営を図るため、図書館開放を行う学校(以下「開放校」という。)ごとに図書館開放に係る運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くことができる。

2 運営委員会の名称、構成、任務その他必要な事項は別に定める。

(図書館開放の日時)

第4条 図書館開放の日時は、原則としてつぎのとおりとする。

開放日	開放時間	
	3月～10月	11月～2月
土曜日、日曜日、祝日、夏季・冬季・春季休業日	午前9時～午後5時	午前9時～午後4時
平日	午後4時～午後5時	

2 前項の規定にかかわらず学校教育に支障のあるとき、その他特別の事由があるときは、学校長および運営委員会は、開放日の中止または時間の変更をすることができる。

(利用対象者)

第5条 図書館は、子どもたちを主とした地域住民に利用させるものとする。

(指導員)

第6条 開放校に図書館開放指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、図書館開放に伴う図書資料の貸出し、閲覧の他利用者の指導、事故防止、開放施設の管理およびその他の事務にあたるものとする。

(事故責任)

第7条 開放時における事故の責任は、原則として利用者またはその保護者が負うものとする。

(開放校の指定)

第8条 開放校については、委員会が定める。

練馬区立小学校の学校図書館開放に関する規則

(委任)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和52年12月1日から施行する。

付 則(昭和53年3月教規則第4号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年2月教規則第3号)

この規則は、昭和61年3月1日から施行する。

付 則(平成14年4月教規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。